

掛川市教育委員会規則第3号

掛川市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成27年3月27日

掛川市教育委員会委員長

掛川市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会傍聴人規則（平成17年掛川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第3号、第5条及び第6条中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

